

6. 養育費保証契約（一般契約）（補助金上限 5 万円）

補助内容

保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結した際の初回保証料（更新分を除く）を補助します。

対象経費

- 初回の保証料（更新時に支払う保証料を除く）として本人が負担する費用

対象者（以下すべてに該当）

- 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費の領収書等
- 保証会社と締結した契約書
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 保証会社と養育費保証契約を締結したとき
-